

平成30年12月10日(月) 第24回地方公共団体の危機管理に関する懇談会

平成30年7月豪雨(西日本豪雨)への 対応について

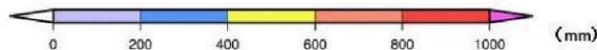
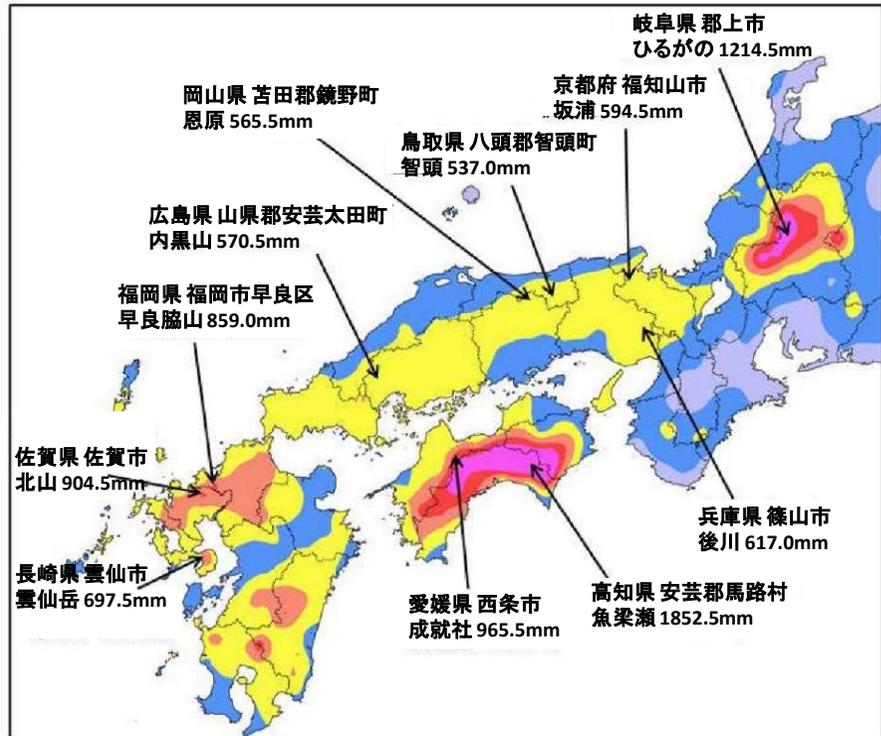


内閣府(防災担当)

平成30年7月豪雨(概要)

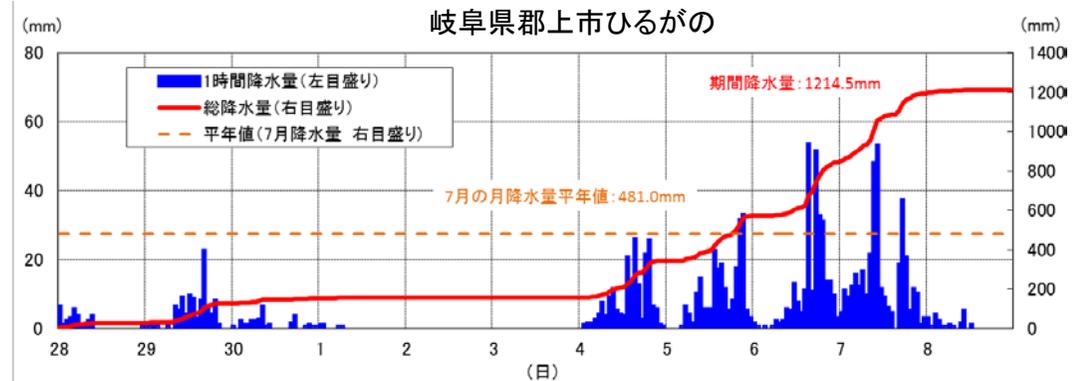
- 6月28日から7月8日にかけて、前線や台風第7号の影響により、日本付近に暖かく非常に湿った空気が供給され続け、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となった。
- 総降水量が四国地方で1800ミリ、東海地方で1200ミリを超えるところがあるなど、7月の月降水量平年値の2～4倍となる大雨となったところがあった。また、九州北部から北海道にかけての多くの観測地点で24、48、72時間降水量の値が観測史上第1位となるなど、広い範囲における長時間の記録的な大雨となった。この大雨について、岐阜県、京都府、兵庫県、岡山県、鳥取県、広島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県の1府10県に特別警報が発表された。

期間降水量分布図 (6月28日0時～7月8日24時)



出典: 気象庁HP

降水量時系列図 (6月28日0時～7月8日24時)



主な期間降水量 (6月28日0時～7月8日24時)

都道府県	市町村	地点名(よみ)	降水量
			(mm)
高知県	安芸郡馬路村	魚梁瀬(ヤナセ)	1852.5
徳島県	那賀郡那賀町	木頭(キトウ)	1365.5
岐阜県	郡上市	ひるがの	1214.5
長野県	木曾郡王滝村	御嶽山(オンタケサン)	1111.5
宮崎県	えびの市	えびの	995.5

平成30年7月豪雨 被害状況(人的被害、物的被害)

○西日本を中心に、10月9日時点で死者行方不明者232名、重傷者109名の人的被害のほか、住家の全壊6,695棟、床上浸水8,640棟の多数の被害が発生。
○電気、水道等のライフラインへの被害のほか、道路、鉄道等の交通インフラにも甚大な被害。住民生活や中小企業、農林漁業や観光業等の経済活動にも大きな影響を及ぼした。

○人的被害(平成30年10月9日現在)

都道府県名	死者	行方不明者	重傷者	軽傷者
岡山県	61名	3名	9名	152名
広島県	109名	5名	49名	89名
愛媛県	29名		29名	6名
その他	25名		22名	68名
合計	224名	8名	109名	315名

○住家被害(平成30年10月9日現在)

都道府県名	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水
岡山県	4,822	3,081	1,108	2,921	6,035
広島県	1,085	3,258	1,996	3,234	5,603
愛媛県	632	3,212	92	360	2,692
その他	156	1,168	511	2,125	7,246
合計	6,695棟	10,719棟	3,707棟	8,640棟	21,576棟

○ライフライン被害

	最大戸数	復旧状況
電力	約80,000戸	7月13日復旧(住民が居住する地域)
水道	263,593戸	8月13日復旧(家屋等損壊地域を除く)

平成30年7月豪雨への対応①

<7月5日>

気象庁会見(8日頃にかけての大雨について)、関係省庁災害警戒会議

<7月6日>

気象庁会見(特別警報発表の可能性)(以後、7月8日にかけて更に6回の記者会見を実施)

官房長官指示発出、関係省庁災害対策会議

広島県が広島市、安芸郡坂町に災害救助法の適用を決定(適用日:7月5日)

(9月5日時点で、11府県110市町村に適用)

<7月7日>

関係閣僚会議、総理指示発出、内閣府情報先遣チーム派遣(岡山県、広島県)

<7月8日>

非常災害対策本部設置(9/6までに計23回の本部会議開催)

内閣府情報先遣チーム派遣(愛媛県)

広島県が広島市に被災者生活再建支援法の適用を決定(適用日:7月5日)

(9月5日時点で、11府県87市町村に適用)

<7月9日>

小此木防災担当大臣を団長とする政府調査団を派遣(岡山県、広島県)

被災者生活支援チーム設置

<7月10日>

被災者生活支援チームの下に、「平成30年7月豪雨緊急物資調達・輸送チーム」設置

<7月11日>

安倍総理大臣現地視察(岡山県)

<7月12日>

予備費20億円(プッシュ型物資支援の財源)の使用を閣議決定

<7月13日>

安倍総理大臣現地視察(愛媛県)

平成30年7月豪雨への対応②

<7月14日>

特定非常災害の指定を閣議決定

風水害として初めての指定

《根拠法》特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）

《指定の効果》行政上の権利利益の満了日の延長／期限内に履行されなかった行政上の義務の履行の免責／法人の破産手続開始の決定の特例／相続の承認又は放棄すべき期間の特例／民事調停法による調停の申立ての手数料の特例

<7月15日>

小此木防災担当大臣による現地視察（広島県）、激甚災害への指定見込の公表（第一弾）

「平成30年7月豪雨災害における被災者支援の取組み」を公表

<7月21日>

安倍総理大臣現地視察（広島県）、激甚災害への指定見込の公表（第二弾）

H29.12の中央防災会議幹事会で決定した運用の改善に基づく早期公表

<7月22日>

安倍総理から、被災者の生活再建、生業の復興に向けた対策パッケージを取りまとめるよう指示

<7月24日>

激甚災害(本激)の指定を閣議決定(24日閣議決定、27日公布、施行)

《根拠法》激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）

《指定の効果》公共土木施設、農地等の復旧に係る国庫補助率の嵩上げ／中小企業者への災害復旧貸付に係る特例 等

<7月31日>

小此木防災担当大臣による現地視察（愛媛県）

<8月2日>

「平成30年7月豪雨 生活・生業再建支援パッケージ」決定

<8月3日>

予備費の使用を閣議決定(1,058億円)

<8月5日>

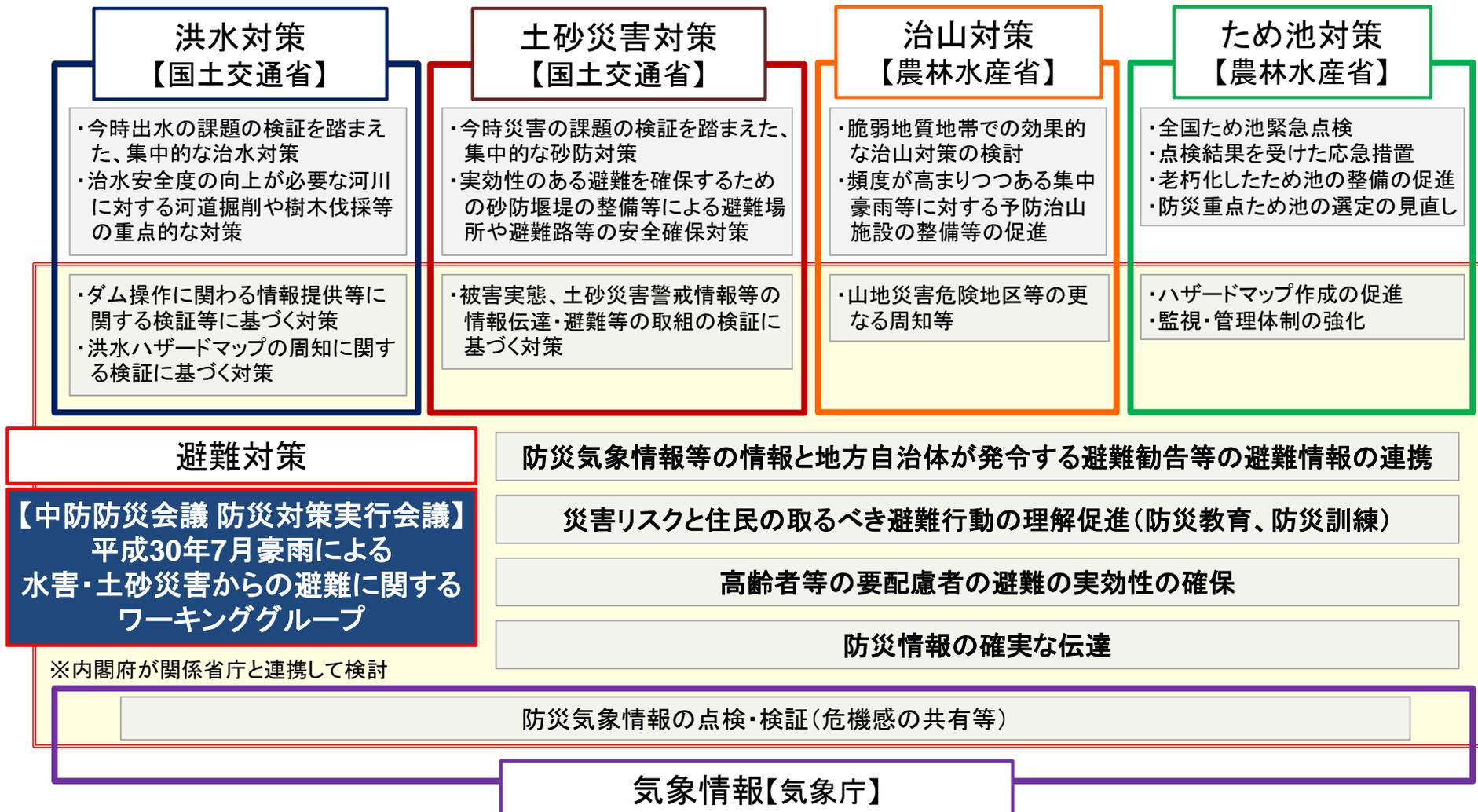
安倍総理大臣現地視察（広島県）

平成28年熊本地震の教訓(初動対応検証レポート等)を受けて、 平成30年7月豪雨で取られた主な対応

熊本地震の教訓	平成30年7月豪雨での対応
政府全体として、支援策の企画・調整等の司令塔機能を担う体制(東京)を速やかに稼働	杉田内閣官房副長官を長とする、平成30年7月豪雨被災者生活支援チームを開催
災害に応じた現地対策本部への迅速な幹部職員の派遣	広島県庁、岡山県庁、愛媛県庁に本府省から審議官級を含む幹部職員を派遣
被災市町村へのリエゾンの派遣	倉敷市役所、宇和島市役所に、本府省からも幹部級を派遣した、生活支援チームを設置
プッシュ型の物資輸送を熊本地震で初めて本格的に実施し、自治体の負担を軽減し、被災者に安心感	熊本地震以来となるプッシュ型物資支援を実施し、被災自治体の負担を軽減
物資のニーズ把握、調達・配送チェックのためにタブレットを活用したシステムを導入	一部の避難所等において、タブレットを活用したシステムを導入 ※システム稼働まで時間を要し、活用が十分ではなかったことは引き続き課題
物資調達・輸送について、迅速な意思決定ができるよう、体制づくり	「緊急物資調達・輸送チーム」を内閣府に置き、関係省庁、事業者が一体となった体制を整備

ワーキンググループにおける課題・検討方針

- WGでは、岡山県、広島県、愛媛県の主な被災地の現地調査等を行った上で、関係省庁における具体的課題に対する検討と連携し、今回の災害を踏まえた避難対策の強化について検討を実施。
- 関係省庁における具体的課題に対する検討は、WGの年内とりまとめに向けた検討との連携が図られるタイミングで一定の方向性を提示。
- WGとりまとめ等を踏まえ、関係省庁が連携し、次期出水期に向けた取組を実施。



自然災害に対しては、行政に依存し過ぎることなく「**自らの命は自らが守る**」意識を持ち、住民等が**自らの判断で避難行動**をとることが原則

住民等は**行政の出す情報に依存し、災害への対応が受け身となり、当事者意識が失われてしまった懸念**

行政

- ・住民一人ひとりに即した情報を示すことは困難
- ・気象現象が激甚化するなか、特に突発的な災害や激甚な災害では、避難勧告等の発令が間に合わないこともある

自然災害に対する**避難行動の原則を改めて確認**

住民等

自ら主体性をもって避難行動をとる

行政

住民等に避難行動を促す情報をわかりやすく提供

災害に強い社会

住民に避難行動等を促す防災情報の発信強化 (案1)

- 平時の災害リスク及びとるべき避難行動の周知に加え、災害発生のおそれの高まりに応じ、わかりやすい防災情報の発信が必要。
- 災害対応にあたる市町村が、適時的確に避難勧告等を発令するための支援が必要。

ポイント① 5段階の警戒レベルを設定し、災害発生のおそれの高まりを直感的に理解しやすいものとする。

ポイント② 情報を出す側と受け取る側が共通認識を持てるよう、わかりやすく防災情報を整理する。

ポイント③ 警戒L4(避難勧告)と警戒L5(避難指示(緊急))を伝えることにより状況の切迫度に応じた行動を促す。

ポイント④ 避難勧告等の発令に資する情報を、気象庁、施設管理者等が市町村に提供し、市町村の発令判断を支援する。

住民に求める行動

避難情報 (市町村)

防災気象情報・水位情報等 (気象庁、国土交通省、都道府県)

ポイント① 住民に求める行動と5段階の警戒レベルの設定

ポイント② 多種ある防災情報を、住民に求める行動に対応した情報に整理

災害への心構えを一段高める
・防災気象情報等の最新情報に注意 等

(洪水・土砂災害)
警戒L1

行動を促す情報

警戒L3の1日程度前には発表される情報

警報級の可能性 ※

(※警報級の現象が予想されるときに、その可能性を高・中の2段階で発表する情報)

避難に備え自らの避難行動を確認する
・ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認
・避難情報の把握手段の確認、注意 等

(洪水・土砂災害)
警戒L2

警戒L3の3～6時間前に発表される情報

注意報

高齢者等は立退き避難
その他の者は立退き避難準備 等

(洪水・土砂災害)
警戒L3

行動を促す情報
(遅くとも行動を開始すべき情報)

・避難準備・高齢者等
避難開始

自ら行動をとる際の判断に役立つ情報
(市町村の避難勧告等の発令に資する情報)

指定河川洪水予報、土砂災害警戒情報、警報 等

ポイント③ 警戒L4に避難勧告、警戒L5に避難指示(緊急)を設定

速やかに立退き避難 等

(洪水・土砂災害)
警戒L4

・避難勧告

✓ 住民の自発的な避難に資する情報を公表

✓ 気象庁と施設管理者等が連携し、避難情報のレベルごとに、発令に資する情報を市町村へプッシュ情報を基本として提供

屋内での待避等の安全確保措置等、直ちに命を守る行動

(洪水・土砂災害)
警戒L5

・避難指示(緊急)

ポイント④ 避難勧告等の発令に資する情報等の提供強化

※住民の避難行動は、各個人の居住地の地形、住宅構造、家族構成等の違いに応じ、適切な避難行動、避難のタイミングは、各個人で異なることに注意

※警戒L1～5は必ずしも順番にすべて発表されるものではないことに注意が必要。(例えば、急激な気象状況の変化により警戒L3 - 避難準備・高齢者等避難開始が発令されず、警戒L4 - 避難勧告や警戒L5 - 避難指示(緊急)が発令されることもある。)

住民に避難行動等を促す防災情報の発信強化 (案2)

- 平時の災害リスク及びとるべき避難行動の周知に加え、災害発生のおそれの高まりに応じ、わかりやすい防災情報の発信が必要。
- 災害対応にあたる市町村が、適時的確に避難勧告等を発令するための支援が必要。

ポイント① 5段階の警戒レベルを設定し、災害発生のおそれの高まりを直感的に理解しやすいものとする。

ポイント② 情報を出す側と受け取る側が共通認識を持てるよう、わかりやすく防災情報を整理する。

ポイント③ 警戒L4に避難勧告、避難指示(緊急)を位置づけ、避難指示(緊急)を待つことがないようにする。

ポイント④ 避難勧告等の発令に資する情報を、気象庁、施設管理者等が市町村に提供し、市町村の発令判断を支援する。

住民に求める行動

避難情報 (市町村)

防災気象情報・水位情報等 (気象庁、国土交通省、都道府県)

ポイント① 住民に求める行動と5段階の警戒レベルの設定

災害への心構えを一段高める
・防災気象情報等の最新情報に注意 等

ポイント② 多種ある防災情報を、住民に求める行動に対応した情報に整理

(洪水・土砂災害)
警戒L1

行動を促す情報
警戒L3の1日程度前には発表される情報
警報級の可能性 ※
(※警報級の現象が予想されるときに、その可能性を高・中の2段階で発表する情報)

避難に備え自らの避難行動を確認する
・ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認
・避難情報の把握手段の確認、注意 等

(洪水・土砂災害)
警戒L2

警戒L3の3～6時間前に発表される情報
注意報

高齢者等は立退き避難
その他の者は立退き避難準備 等

(洪水・土砂災害)
警戒L3

行動を促す情報
(遅くとも行動を開始すべき情報)
・避難準備・高齢者等
避難開始

自ら行動をとる際の判断に役立つ情報
(市町村の避難勧告等の発令に資する情報)
指定河川洪水予報、土砂災害警戒情報、警報 等

ポイント③ 警戒レベル4に避難勧告と避難指示(緊急)を設定

・速やかに立退き避難 等
・屋内での待避等の安全確保措置等、直ちに命を守る行動

(洪水・土砂災害)
警戒L4

・避難勧告
・避難指示(緊急)

✓ 住民の自発的な避難に資する情報を公表
✓ 気象庁と施設管理者等が連携し、避難情報のレベルごとに、発令に資する情報を市町村へプッシュ情報を基本として提供

既に災害が発生しており、命を守るための最善を尽くす(P)

(洪水・土砂災害)
警戒L5

ポイント④ 避難勧告等の発令に資する情報等の提供強化

災害の発生情報

※住民の避難行動は、各個人の居住地の地形、住宅構造、家族構成等の違いに応じ、適切な避難行動、避難のタイミングは、各個人で異なることに注意
※警戒L1～5は必ずしも順番にすべて発表されるものではないことに注意が必要。(例えば、急激な気象状況の変化により警戒L3 - 避難準備・高齢者等避難開始が発令されず、警戒L4 - 避難勧告や避難指示(緊急)が発令されることもある。)